

# ライフラインを保全する土砂災害対策の推進

- 令和6年能登半島地震では多数の斜面崩壊により多くの犠牲者が出ていたほか、交通インフラや上水施設等が被災し住民の避難行動や救助活動、復旧・復興の大きな支障となった。
- 令和元年度創設の「事業間連携砂防等事業」を拡充することで、道路等の重要な交通インフラのみならず、上下水道等のライフライン施設も保全する事前防災としてのハード対策を推進し、災害に強いまちづくりの支援を図る。

## 背景・課題

- 令和6年能登半島地震では多数の斜面崩壊により、基幹道路である国道249号や上水施設等が複数箇所で被災し、住民の避難行動や救助活動、被災地域の復旧・復興の大きな支障となっている。

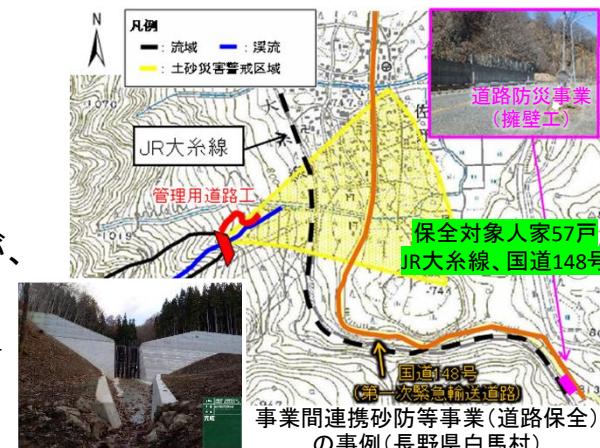


国道249号を寸断した地すべり災害



浄水場を機能停止にした河道閉塞

- 令和元年度以降、個別補助「事業間連携砂防等事業」を創設し、防災上重要性の高い道路のうち土砂災害によって寸断のおそれのある箇所への対策を重点的に支援してきたが、ライフライン施設の保全については当該事業の対象となっていない。



事業間連携砂防等事業(道路保全)  
の事例(長野県白馬村)

## 新たな制度による対応

### 対象事業

事業名：事業間連携砂防等事業

事業主体：都道府県

国庫負担率：1/2等（砂防・通常）、5.5/10等（砂防・火山）

1/2等（地すべり）、1/2（急傾斜）

### 拡充内容

**機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所となる上下水道施設のうち、土砂災害警戒区域内に位置する施設の耐震化や急傾斜地崩壊対策に係る事業と連携して実施する土砂災害対策について、新たに当該事業の対象に追加。**

①土砂災害警戒区域内の上下水道施設における耐震化や急傾斜地崩壊対策に係る事業と連携して、事業間連携計画を作成

取水施設

導水管

送水管

上下水道施設保全対策

浄水場

配水池

②事業間連携計画に基づき、概ね5年以内で完了する土砂災害対策(砂防堰堤の整備等)を実施

上下水道の急所施設

下水処理場

ポンプ場\*

\* 下水処理場直前のポンプ場は急所施設

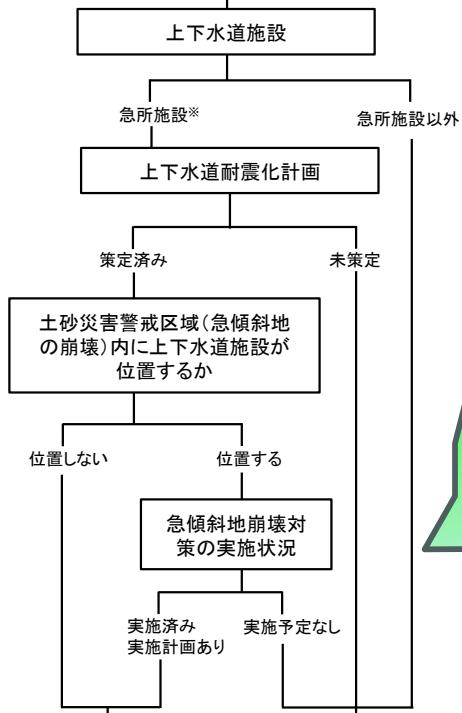
上下水道のシステムの急所となる施設を保全する土砂災害対策のイメージ  
道路等の重要な交通インフラやシステムの急所となる上下水道等の  
ライフライン施設を保全する事前防災としてのハード対策を推進

## (参考)上下水道施設保全対策の事業間連携(事業間連携砂防等事業の拡充)

- 機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所となる上下水道施設(以下、急所施設)のうち、土砂災害警戒区域内に位置する施設の耐震化や急傾斜地崩壊対策に係る事業と連携して実施する土砂災害対策。

### ■重要ライフライン保全のフローチャート

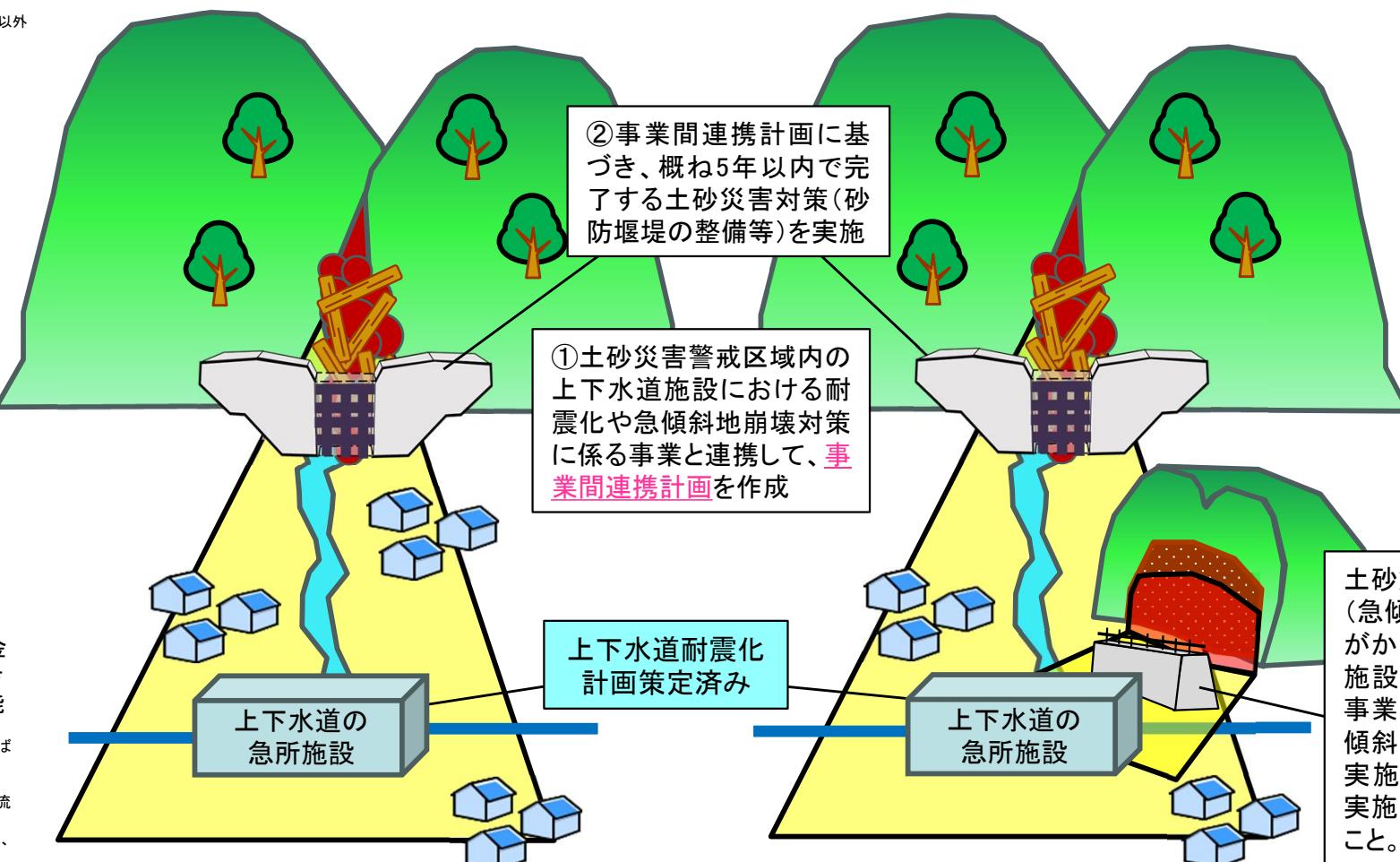
土砂災害警戒区域内に上下水道施設があり、土砂災害対策が必要



### ■重要ライフライン保全における要件の考え方

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)がかからない場合

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)かかる場合



\*上下水道システムの急所施設(その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設)  
【水道】取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池  
【下水道】下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水管路及びポンプ場  
(なお、流域下水道の下水管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。)